

(4) 支援を必要とするお子さんの申込み

要支援児保育の申込み

板橋区では、心身に障がいがある児童等、特別な配慮が必要な児童と判定された場合、要支援児保育を行っています。判定されたお子さんには、園に心理士を派遣するなど、一人ひとりのお子さんの特性に合わせた、保育支援を行っています。
※要支援児保育は、単年度または卒園までとなります。

●対象となるお子さん

板橋区民（転入予定がある方を含む）で、保育の必要性があり、かつ、集団保育をすることが可能なお子さん。

●受入れ定員

受入れ定員は、それぞれの保育施設において、職員の体制を踏まえ、安全に施設を運営できる範囲内としています。

区立保育園	要支援児の受入れ定員は各園4名です。希望する保育園のお子さんのクラス定員に空きがあり、かつ要支援児の定員に空きがある場合のみ入所選考の対象となります。
私立保育園等	各園で年度ごとに保育士の体制等を踏まえ、定員を決定します。希望する保育園のお子さんのクラス定員に空きがあり、かつ要支援児の定員に空きがある場合のみ入所選考の対象となります。

家庭福祉員・ベビールームでは、受入れをしません。

●申込みにあたっての注意事項

お子さんの発達や健康状況で気になることがある場合は、申込時に可能な限り入園相談係の窓口にお子さんと一緒にお越しください。

また、お子さんの健康状況に関する書類の追加提出、聞き取り、観察保育の実施などにご協力いただくため、要支援児保育の申込みを検討されている場合は、お早めの申込みをお願いします。

なお、医療的ケアが必要なお子さんは下記及びP27をご覧ください。

申込方法や必要書類、入園までの流れなどの詳細は、こちらのQRよりご確認ください。⇒



医療的ケア児保育の申込み

板橋区では、医療的ケアが必要なお子さんが、お子さん一人ひとりの状態に合った方法で保育を受けられるよう、複数の制度を用意しています。

お子さんの状況によって、利用できる制度が異なります。まずはご相談ください

なお、どの制度も、安全の確保と準備に時間がかかる場合があります。お早めにご相談ください。

●申込にあたっての注意事項

- ・入所の際は、保育サービス課入園相談係までご相談ください
- ・申込みにあたって、（１）保育の必要性の認定を受けること（２）集団保育が可能であると認められることが条件となります。※（２）については、要支援児・医ケア児保育認定会議において区が判定します。
- ・区立保育園においては、医療的ケア児枠（原則各園定員１名）が空いている場合のみ利用可能となります。また、医療的ケア児枠での申込者数が医療的ケア児枠の定員数を超える場合は、保育園の必要性に基づき入所選考を実施します。
- ・私立保育園においては、区立保育園のような医療的ケア児枠を設けてなく、入所相談後に定員の空き状況や看護師等の配置状況、医療的ケアの実施スペース等を考慮し、区及び当該私立保育園が実施可能と判断した場合、先行利用調整により入所選考を実施します。
- ・医療的ケアは看護師が行います。医療的ケアの実施には主治医の意見書兼指示書が必要です。
- ・体調に応じた医療的ケアの内容を変える等の対応はできません。
- ・医療的ケアに必要な医療器材や消耗品の用意、器材の洗浄・消毒、消耗品の破棄については、各ご家庭でご対応をお願いします。
- ・保育園での療育等は行いません。

各制度の詳細や入園までの流れなどは、こちらのQRよりご確認ください。⇒



区立保育園での医療的ケア児保育

区立中板橋保育園、区立高島平あやめ保育園、区立坂下三丁目保育園、区立上板橋保育園、及び区立ゆりの木保育園では、医療的ケアが必要でかつ集団保育が可能なお子さんを対象に、医療的ケア児枠（原則各園定員１名）を設け、保育を行います。

●対象となるお子さん

保育の必要性があり、医療的ケアが必要で、かつ下記の受入要件を満たした上で、日々登園できる２歳児クラス以上のお子さん。（令和９年４月～予定）

受入要件（以下①～⑤のすべてに該当する場合）

- ①家庭での生活において状態が安定しており、悪化が予測されるような基礎的疾患や慢性的な感染症がないこと。
- ②医療的ケアが日常生活の一部として保護者及び児童に定着しており、その行為によって事故や感染症が起りにくいと主治医に判断されていること。
- ③児童の病状や医療的ケアに関する情報が保護者や必要に応じて主治医から情報を受けることができ、連携が取れること。
- ④主治医により、集団生活が可能と認められていること。
- ⑤病状や健康状態が安定していて、（個別保育が主とならずに）児童同士の関わりの中で過ごせること。

●対応できる医療的ケア

(1) 喀痰吸引(口腔・鼻腔内・気管カニューレ内部)
(2) 経管栄養(胃ろう・腸ろう・経鼻)
(3) 導尿
(4) 血糖値測定及びその後の処理(インスリン注射を含む)
(5) 酸素管理(酸素管理中の酸素流量は固定に限る)(令和9年4月～予定)
(6) 人工呼吸器(令和9年4月～予定)

ただし、次のいずれかの対応が求められる児童については、上記の医療的ケア児も含め、お預かりできません。

- ・日常的に他の児童から隔離した場での保育が必要な場合。
- ・看護師による常時の容態観察と処置が必要な場合。
- ・酸素管理中の酸素流量の調整が必要な場合。
- ・職員の見守りのなかで、他の児童との集団生活が困難な場合。
- ・その他、集団保育(保育園での集団生活)が不可と医師から判断された場合もしくは、要支援児・医ケア児保育認定会議において児童を安全に預かることができないと判定した場合。

●受入れ時間

原則、午前9時から午後5時までの間とします。

私立保育園での医療的ケア児保育

●対象となるお子さん

保育の必要性があり、医療的ケアが必要で、かつ下記の受入要件を満たした上で、日々登園できる1歳児クラス以上のお子さん。

受入要件(以下①～⑤のすべてに該当する場合)

- ①家庭での生活において状態が安定しており、悪化が予測されるような基礎的疾患や慢性的な感染症がないこと。
- ②医療的ケアが日常生活の一部として保護者及び児童に定着しており、その行為によって事故や感染症が起これにくいと主治医に判断されていること。
- ③児童の病状や医療的ケアに関する情報が保護者や必要に応じて主治医から情報を受けることができ、連携が取れること。
- ④主治医により、集団生活が可能と認められていること。
- ⑤病状や健康状態が安定していて、(個別保育が主とならずに)児童同士の関わりの中で過ごせること。

●対応できる医療的ケア

(1) 口腔内、鼻腔内又は気管カニューレ内部の喀たん吸引
(2) 胃ろう、腸ろう又は経鼻による経管栄養
(3) 導尿
(4) 血糖値測定及びその後の処理(インスリン注射を含む)
(5) 酸素管理
(6) 人工呼吸器による呼吸管理

上記の項目を基本とし、区が認め、医療的ケア児保育を実施する保育所において実施可能な項目を実施します。

●受入れ時間

原則、午前9時から午後5時までの間とします。

居宅訪問型保育事業

- 居宅訪問型保育事業とは、障がいや疾病等により個別の医療的ケアが必要で、集団保育が著しく困難と認められるお子さんを、保護者の自宅において1対1で保育する事業です。
- 居宅訪問型保育事業の利用を希望する場合には、保育を必要とする理由(就労等)により、保育の必要性の認定を受ける必要があります。
- 現在、板橋区民が利用できる居宅訪問型保育事業は「障害児訪問保育アニー(6811-0907)」のみです。申込みの状況によっては、利用決定まで数か月を要する場合があります。
- 利用決定後に、事業者が保育従事者を採用決定します。保育従事者が医療的ケアに必要な研修(約2か月間)を受講し、ご家庭での慣れ保育(約1か月)を行ってから保育開始となります。

利用できる児童(以下の①～④のすべてに該当する場合)

- ①区内在住で、原則1歳～5歳の児童(1歳未満の児童については事業者までお問い合わせください)
- ②主に中重度の肢体不自由児、知的障がい児、重症心身障がい児などで、口腔吸引、経管栄養(経鼻栄養・胃ろう・腸ろう)酸素などの医療的ケアを必要とする児童
(※注)人工呼吸器を使用している・気管切開をしているなど呼吸器系疾患のある児童については、保育中にご家族の在宅をお願いする場合や短時間での保育になる場合があります。事業者までお問い合わせください。
- ③事業者との面談において、自宅での保育が可能と判断された児童
- ④保育の利用申込みの際に、主治医等の意見書により、障がい、疾病等の程度を勘案して集団保育が著しく困難であることが確認できた場合